

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	指定校変更	
根拠法令・条項	学校教育法施行令第8条	
所 管 課	学校管理 部	学務 課
審 査 基 準	別添のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	

指定校変更申立許可事項一覧

該当基準	許可事項	許可期限	必要書類
1号 許可区域	・教育委員会が特に地形的にみて指定校への通学が困難であると認めた場合に限り、指定校変更許可区域として指定校の変更を認める。	許可区域が解消になるまで	・申立書（甲）
2号 最終学年 途中学年の転居	・転居の事実があった日から転居の日の属する年度末（ただし、転居の事実があった日が3学期終業式の翌日からの場合は翌年度末）までに限り、従前通りの学校に就学することを認める。	学年末まで	・申立書（乙）※
3号 支援学級	・支援学級入級者の指定校変更については、堺市就学支援委員会の決定者に限る。	事由が解消するまで	・申立書（甲） ・堺市就学支援委員会決定通知書
4号 病弱等身体的理由	・身体的理由により徒歩通学が困難な場合で、堺市就学支援委員会の決定者に限る。	理由が解消するまで	・申立書（甲） ・堺市就学支援委員会決定通知書
5号 転居予定	・住宅の新築、購入等で、転居予定が事情により学期当初に間に合わない場合、許可期限までに入居可能であれば校区外からの通学を認める。	各学期の初めから1年以内 （2学期は翌年の8月31日まで）	・申立書（乙） （新築） ・契約書 ・建築確認通知書 等 （購入） ・契約書 等 （賃貸） ・契約書 等 （府営住宅） ・当選証明書

該当基準	許可事項	許可期限	必要書類
5号 改築	・住宅の建て替えや改築のため校区外に仮住まいするが、従前通りの学校に通学を希望する場合、それを認める。 ※住民票を異動しない場合も同様。	改築期間中 (1年以内)	・申立書(乙)※ ・契約書 ・仮住まいの契約書等 (住民異動がない場合)
5号 留守家庭	・保護者の仕事等の関係で留守家庭になる場合は、預け先校区の小学校への通学を許可する。	6年生終了まで (1年更新)	・申立書(乙) (入学以降の新規申請で許可校が現在の学校と同じ場合※) ・勤務証明書等
5号 短期転校	・短期間で2度以上転居する場合、現在の学校に残る、もしくは最終の指定校に先付で就学することを許可する。	最終転居まで	・申立書(乙) (現学校に残る場合 ※) ・転居を証明する書類 (住居契約等)
5号 保護者の入院	・保護者が入院した場合、預け先より従前通りの学校に就学することを認める。	相当期間許可	・申立書(乙)※ ・入院を証明する書類 (入院誓約書等)

※については、校長の副申が必要